

介 第 4 1 号  
令和6年4月26日

各市町村介護保険主管課長 様

和歌山県福祉保健部福祉保健政策局  
介護サービス指導課長  
(公印省略)

令和5年度和歌山県介護職員処遇改善支援補助金に係る申請手続き  
(提出期限延長) について

このことについて、別添のとおり県所管介護サービス事業者あて通知しましたので、貴職から貴所管の介護サービス事業者・施設あて同様に周知いただきますようお願いいたします。

介護サービス指導課 湯川  
TEL 073-441-2527

介 第 4 1 号  
令和6年4月26日

県所管介護サービス事業者 代表者 様

和歌山県福祉保健部福祉保健政策局  
介護サービス指導課長  
(公印省略)

令和5年度和歌山県介護職員処遇改善支援補助金に係る申請手続き  
(提出期限延長) について

平素より、県高齢者福祉行政にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。  
標記補助金につきまして、先にご案内申し上げたところですが、申請の期限を5月10日(金)まで延長しますのでお知らせします。  
まだ申請を行っていない当該事業者におかれましては、以下により申請いただきますようお願いいたします。**(計画書の提出がないと本補助金の交付は受けられません。)**  
なお、すでに申請いただいている場合は行き違いですので、何卒ご容赦ください。

記

## 1. 提出方法

- 計画書(別紙様式1)、通帳の写しを下記まで提出  
※計画書は**本県専用様式(きのくに介護deネット掲載様式)**をご使用ください。  
(その他様式は受付できませんのでご注意ください。)

【提出先】 **和歌山県介護職員処遇改善支援補助金等審査事務局**  
(メール) [kaigo-shogukaizen@aozora-ts.com](mailto:kaigo-shogukaizen@aozora-ts.com)  
(郵送) 〒640-8303 和歌山市鳴神 1051-1 WING はなやま 206号  
連絡先(コールセンター) : 050-5482-3451

- <メール> 件名に「【提出】処遇改善支援補助金(申請者名)」と記載してください
- <郵送> 事業者控えが必要な場合は、計画書を2部+返信用封筒(切手貼付)を同封ください。
- <全体> 事務局到着後3日以内を目途に受付完了通知(メール、電話、控え郵送等)を行いますので、通知がない場合は事務局へご確認ください。

【交付要綱、計画書について】

交付要綱及び計画書は、きのくに介護deネットに掲載しております。

きのくに介護deネット → 注目情報 → 令和6年2月からの介護職員処遇改善支援補助金について

## 2. 提出期限 **令和6年5月10日(金)** (当日消印有効)

介護サービス指導課  
TEL 073-441-2527